

○財務省告示第二百七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年五月八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年六月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二十三回、第三百三十二回、第三百三十四回、第三百三十八回、第三百四十一回及び第四百四十九回）、利付国庫債券（三十年）（第十三回、第十七回、第十八回、第十九回、第二十回、第二十一回、第二十六回、第三十三回、第三十八回、第四十回、第四十二回及び第四十五回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第二回、第三回、第五回及び第七回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同			

十 三	十 二	十 一	十	九	八	七	六	五
の	の	の	の	の	の	の	の	の
経	経	経	経	振	最	払	発	募
過	過	過	過	替	低	込	行	入
利	利	利	利	単	額	金	額	決
子	子	子	子	位	面	額	額	定
率	率	率	率	格	金	額	額	の

じ。を競争に付して行われる入札による発行利回り格差の小各申込みの利率を順次さいもかかるその応募額を割り当てる。その利率を順次に面金額二千九百九十五億円以内（別表のとおり）

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額との調整数倍の金額によるものとす。二十七年度五月八日平成二十七年五月八日発行の国債に面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり) は、募入決定の通知を受けた者は、払込式の日により算出した金額を払込期日に行い、算出した金額を払込期日に行う。この際、国債の面額を各発行対象国の債権の金額の前号と総額×各発行対象国の債権の金額の第十号と支規に於ける支場合には、が、の行日／365

十 十 十
七 六 五

利 象 各 準 入 償 償
回 国 発 と 札 還 還
り 債 行 す の 金 期
の 対 る 基 額 限

十
四

利

子

の 考 会 七 銘 額 (各
単 統 が 年 柄 面 別 行
利 計 発 五 毎 金 表 の 行
回 表 し 一 基 百 と 象
り に た 日 準 円 お り) 債
(掲 公 付 利 に) の 額 面 金 額
平 載 社 で 回 つ き 百 円 ×
成 さ 債 日 は き 百 円 × 各
二 た 頭 証 平 円 各 発
七 平 売 券 成 二
年 均 買 業 二
五 値 参 協 十

日 日 日 算 と 発 第
に 支 払 う 式 し 行 十
に 当 た 算 各 象 に 号
に 払 する 算 支 国 規 定
(償 還 期 限) の 額 面 金 額
の 利 率 100 × 1 / 2

(二)
る 金 受 居 に 者 債 乗 金 に の 口 る に
。 額 け 住 よ る が を じ 額 よ に の 座 も 係 発
を 所 又 算 合 居 非 発 行 金 百 算 い 記 と の 所 時
控 得 は 出 に 住 者 行 時 額 分 出 て 載 し 得 に
除 税 外 し は 者 に (又 お た 二 金 前 記 替 源 が い
す の 国 た ` 又 は 前 記 外 前 記 口 泉 徴 そ
る 税 法 人 額 に (一) 国 取 ` 三 か (一) の れ 簿 収 の
こ 率 を 適 用 該 算 得 当 一 五 当 算 の 式 も の れ 子
が 乗 じ た き

名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額面金額）
（利付） （第三十回） （二十年） （国庫債券）	二・〇％	平成十年四月二十五日	三十億円
（利付） （第二十回） （二十年） （国庫債券）	一・五％	平成六年四月二十六日	十億円
（利付） （第二十回） （二十年） （国庫債券）	一・七％	平成十年四月二十四日	九十九億円
（利付） （第二十回） （二十年） （国庫債券）	一・五％	平成六年四月二十四日	六億円
（利付） （第二十回） （二十年） （国庫債券）	一・八％	平成六年四月二十四日	二十億円
（利付） （第二十回） （二十年） （国庫債券）	一・七％	平成十年四月二十三日	二十五億円
（利付） （第二十回） （二十年） （国庫債券）	二・一％	平成十年四月二十二日	三十億円

（別表）

十八 元利金支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

月一日午前九時以前に訂正され
た場合には、訂正後の当該単利
利回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十七年五月八日

（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券	（利付第三十回国十年庫債回）券
一・八%	一・八%	一・九%	二・〇%	二・〇%	二・三%	二・五%	二・四%	二・三%	二・五%	二・三%	二・三%	二・四%
日年平 九成 月五 二十 十五	日年平 三成 月五 二十 十五	日年平 九成 月五 二十 十四	日年平 三成 月五 二十 十四	日年平 九成 月五 二十 十二	日年平 三成 月五 二十 十二	三平 月成 二五 十日 年	日年平 三成 月四 二十 十九	十年平 日十 成二 四月 二十七	日年平 九成 月四 二十 十七	日年平 六成 月四 二十 十七	日年平 三成 月四 二十 十七	十年平 日十 成二 四月 十六 二十六
百五十億 円	百十二億 円	円五百十三億	三百二億 円	二百億 円	億二百八十五	六十億 円	四十五億 円	七十七億 円	四億 円	八億 円	八億 円	円百九十七億

（利付第四十七回） （国库庫債券）	（利付第五十回） （国库庫債券）	（利付第三十回） （国库庫債券）	（利付第二十回） （国库庫債券）	（利付第十一回） （国库庫債券）	（利付第四十回） （国库庫債券）	（利付第三十四回） （国库庫債券）
一・七%	二〇%	二・二%	二・二%	二・四%	一・五%	一・七%
平成三十二年六月二十六日	平成三十二年六月二十四日	平成三十二年六月二十二日	平成三十二年六月二十一日	平成三十二年六月二十日	平成三十二年五月二十六日	平成三十二年五月二十六日
百八億円	百億円	二百十二億円	十四億円	百八十三億円	三十九億円	百五十八億円